

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）
を実施する者に対する補助事業の第1回公募について（公募要領）

令和7年6月
国土交通省住宅局

国土交通省住宅局では、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）を実施する者に対する補助事業の第1回公募を行います。

本事業に応募される方は、本公募要領及び別紙を熟読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行って下さい。

なお、本公募は、広域モデル策定型を実施する者に対する補助事業の第2回公募とは異なりますので、ご留意ください。

※本事業の詳細は、別紙をご参照ください。

※令和7年度予算の執行状況等に応じ、追加公募する可能性があります。

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）
を実施する者に対する補助事業の第1回公募について（公募要領）

※本公募は、地域モデル実装型を実施する者に対する補助事業のみを対象としており、広域モデル策定型を実施する者に対する補助事業の第2回公募とは異なりますので、ご注意ください。

1. 総則

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル策定型）を実施する者に対する補助事業の公募の実施については、本要領に定める。

2. 補助事業の内容

本事業は、原則として、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ（以下「地域グループ」という。）が行う広域モデル策定型※の成果を踏まえ、地域協議会（地方公共団体及び原則として複数の地域グループで構成されるもの）は、木造応急仮設住宅、復興住宅等（以下「モデル住宅等」という。）のモデル的整備（以下「地域モデル実装型」という。）を実施することができる。

本補助事業の内容及び対象経費は、それぞれ別添1「暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）の概要」及び別添2「補助対象となる経費（地域モデル実装型）」のとおりとする。

※木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、災害発生時の対応に必要な建築技能習得のための研修、訓練等、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じたモデル的取組。

3. 事業期間

採択後^{※1} ～ 令和8年2月中旬^{※2}

※1 採択通知は、令和7年8月中旬を目途とする。ただし、提案件数により、採択通知の発出予定時期が前後する可能性に留意すること。

※2 採択時に案内する、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）交付事務局（以下「交付事務局」という。）に対する完了実績報告書の提出期限とする。なお、モデル住宅等の本体の整備については、採択後に着手（モデル住宅等を着工）し、令和8年1月30日（金）までに完了する計画とすること。

4. 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、地域協議会であって、次の（1）から（5）までの全てを満たすことを要件とする。

- （1）補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- （2）補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- （3）補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- （4）補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- （5）補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

5. 補助事業者の募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室

電子メール hqt-mokuzou@ki.mlit.go.jp

(2) 受付方法

- ・電子メールにて受け付ける（来訪等による問合せには対応しない）。
- ・質問には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 受付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月25日（金）18:00まで

6. 提案書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

① 提案書

※提案書作成にあたっては、別添2のほか、別紙の内容も熟読すること。なお、交付申請時の審査も、原則として当該別紙に従って行うこととしている。

② 提出者の概要（組織概要、役員構成等）が分かる資料（任意様式）

※地域協議会を構成する地方公共団体及び地域グループの一覧及び地域協議会の規約等を添付すること（任意様式）

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和7年7月25日（金）18:00まで（必着）

② 提案書等の提出場所

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）評価事務局※

（一社）環境共生まちづくり協会

電子メール chiikimodel@kkj.or.jp

※以下「評価事務局」という。

③ 提出方法

以下のソフト及び形式で作成したデータを電子メールで提出すること。

「Just System 一太郎2004～」 「Microsoft Word2003～」

「Microsoft Excel2003～」 「Adobe Acrobat Reader4.0～」

④ 提出に当たっての注意事項

- ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。
- ウ 事業者の要件を満たさない者が提出した提案書等は、無効とする。
- エ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- オ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、提案書等を提出する際にその旨を申し出ること。

7. 審査・採択方法

- (1) 提出された提案書等について、次に掲げる補助要件への適合有無について評価事務局が総合的に審査し、補助要件に適合すると判断された地域協議会に対して、令和 7 年度予算の範囲内において、国土交通省が採択及び配分額の決定を行う。

- ①整備するモデル住宅等は、地域の防災力向上または災害発生時の初動対応の迅速化に資する観点から、1 年間以上、展示住宅として活用すること。ただし、展示住宅としての活用に支障のない範囲内で、次に掲げる不特定の者の利用または特定多数の者の利用に供する用途のいずれかのもので活用することを妨げない。

- ア 集会場
- イ 長屋、共同住宅、寄宿舍、宿泊施設
- ウ 事務所 等

※整備するモデル住宅等の用途は、建築基準法における扱いに準じる。

※上記の用途とそれ以外の用途を組み合わせた複合的な建築物の場合、上記の用途以外の用途の部分は、本事業の対象から除外する。この場合、本事業の補助要件は、本事業の対象となる用途の部分に対して適用することとする。

- ②整備するモデル住宅等は、原則として、省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合すること。
- ③整備する復興住宅は、原則として、ZEH 水準（強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。）に適合すること。
- ④整備するモデル住宅は、原則として、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域）外又は土砂災害に係る災害危険区域（建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地す

べり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること。

- ⑤整備するモデル住宅は、原則として、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 5 項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているものではないこと。
- ⑥整備するモデル住宅は、原則として、市街化調整区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域）であって土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域）又は浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項に規定する高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること。
- ⑦階数が 2 階以下、かつ、床面積が 300 m²以下のモデル住宅等を整備する場合には、以下のいずれかの方法により構造安全性が確かめられたものであると確認できること。
 - ・構造計算
 - ・令和 7 年 4 月 1 日施行後の壁量等の基準
- ⑧採択後に着手（モデル住宅等を着工）し、令和 8 年 1 月 30 日（金）までに整備が完了する計画とすること。

(2) 書類審査等にあたっては、事業内容や補助対象とする経費が適切か等の観点から、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。追加資料の提出を求められた場合は、指定する期間内に提出すること。

(3) 令和 6 年能登半島地震の被災地において、復興住宅のモデル的整備を実施するなど、特別な事情があると認められる場合については、令和 7 年度予算の範囲内で、採択の優先及び補助限度額の上限に対して考慮することがある。

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）の概要

1. 補助事業の目的

本事業は、地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ（以下「地域グループ」という。）が災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組を支援することで、大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資することを目的とする。

2. 補助対象とする事業の内容

原則として、地域グループが行う広域モデル策定型*の成果を踏まえ、地域協議会（地方公共団体及び原則として複数の地域グループで構成されるもの）は、木造応急仮設住宅、復興住宅等（以下「モデル住宅等」という。）のモデル的整備（以下「地域モデル実装型」という。）を実施することができる。

※木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、災害発生時の対応に必要な建築技能習得のための研修、訓練等、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じたモデル的取組。

3. 事業期間（予定）

採択後^{※1} ～ 令和8年2月中旬^{※2}

※1 採択通知は、令和7年8月中旬を目途とする。ただし、提案件数により、採択通知の発出予定時期が前後する可能性に留意すること。

※2 採択時に案内する、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）交付事務局（以下「交付事務局」という。）に対する完了実績報告書の提出期限とする。なお、モデル住宅等の本体の整備については、採択後に着手（モデル住宅等を着工）し、令和8年1月30日（金）までに完了する計画とすること。

4. 事業の全体要件

2. について補助を受けようとする事業は、次の（1）から（10）までの全てを満たす事業内容であることを要件とする。

- （1）地域モデル実装型の実施主体として、次に掲げる主体で構成される地域協議会を構築すること。
 - ア 地方公共団体
 - イ 原則として複数の地域グループ
- （2）地域協議会を構成する地域グループは、地域協議会を構成する地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築に取り組むこと。
- （3）地域協議会を構成する地域グループは、原則として広域モデル策定型（第1回公募）に提案し、すでに採択されている、または、現在実施中の広域モデル策定型（第2回公募）に提案していること。

- (4) 地域モデル実装型を行う地域協議会として、(3)に掲げる広域モデル策定型としての取組成果を見据え、災害発生時に備えて事前に取り組む必要のある理由についての分析を行い、実施しようとする内容が当該課題に向けて適切なものとなっていること。
- (5) 地域モデル実装型に係る具体的な年度目標を設定し、当該年度目標の達成状況を年度末に報告すること。また、長期目標についても、可能な限り設定し、必要に応じて報告すること。官民連携協議会（仮称）*等において、必要な報告を求めることがある。
※本事業の成果の共有等を含め、地方公共団体、民間事業者等から構成され、大規模災害発生時等における住まい確保に係る官民連携のあり方等を議論する場として、令和7年度中（令和8年1月から3月を目途）の発足を目指すもの。
- (6) 地域モデル実装型の内容が、広域モデル策定型の提案時に掲げた目標及び(5)に掲げる目標の達成に資するように適切に設定されていること。
- (7) 地域モデル実装型に係る検討・実施体制及び実施環境が、(5)に掲げる達成目標及び(6)に掲げる取組内容と整合していること。
- (8) 地域モデル実装型で整備するモデル住宅等について、整備過程で得られた知見、運営状況等の取組成果を分析し、広域モデル策定型としての取組にフィードバックすること。
- (9) 整備したモデル住宅等による普及効果等について、当該モデル住宅等を展示住宅等の用に供する期間（原則として10年間。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号。以下「耐令」という。）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数。）、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）評価事務局が実施するフォローアップ調査（毎年度末での実施を想定）に協力すること。
- (10) 他の補助金等が交付されている、またはその予定がある事業については、当該補助金等の対象となる事業と明確に区分できる事業であること。

5. モデル住宅等の要件

モデル住宅等について、原則として次の(1)から(8)までの全てを満たすことを要件とする。

- (1) 整備するモデル住宅等は、地域の防災力向上または災害発生時の初動対応の迅速化に資する観点から、1年間以上、展示住宅として活用すること。ただし、展示住宅としての活用に支障のない範囲で、次に掲げる不特定の者の利用または特定多数の者の利用に供する用途のいずれかのもので活用することを妨げない。
 - ア 集会場
 - イ 長屋、共同住宅、寄宿舍、宿泊施設
 - ウ 事務所 等
 ※整備するモデル住宅等の用途は、建築基準法における扱いに準じる。
 ※上記の用途とそれ以外の用途を組み合わせた複合的な建築物の場合、上記の用途以外の用途の部分は、本事業の対象から除外する。この場合、本事業の補助要件は、本事業の対象となる用途の部分に対して適用することとする。
- (2) 整備するモデル住宅等は、省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合すること。
- (3) 整備する復興住宅は、ZEH水準（強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律

(平成 11 年法律第 81 号) 第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。)に適合すること。

- (4) 整備するモデル住宅は、土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域)外又は土砂災害に係る災害危険区域(建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。))外に存すること。
- (5) 整備するモデル住宅は、都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 88 条第 5 項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているものではないこと。
- (6) 整備するモデル住宅は、市街化調整区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域)であって土砂災害警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域)又は浸水想定区域(水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 14 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項に規定する高潮浸水想定区域)であって浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。)に該当する区域外に存すること。
- (7) 階数が 2 階以下、かつ、床面積が 300 m²以下のモデル住宅等を整備する場合には、以下のいずれかの方法により構造安全性が確かめられたものであると確認できること。
 - ・構造計算
 - ・令和 7 年 4 月 1 日の施行後の壁量等の基準
- (8) 採択後に着手(モデル住宅等を着工)し、令和 8 年 1 月 30 日(金)までに整備が完了する計画とすること。

6. 補助対象経費

本事業において補助対象となる経費は、調査設計計画費及び建設工事費(造成費、用地費、維持管理等に要する経費は除く。)とし、2. に示す地域モデル実装型に要する別添 2 に掲げる経費のうち、国土交通省が認める経費とする。

なお、調査設計計画費について、広域モデル策定型の補助対象となるモデル住宅等の標準設計図作成に要する経費を除き、想定する敷地におけるモデル住宅等の実際の整備に伴う設計・工事監理費に限るものとする。

7. 補助金の額

2. について補助を受けようとする事業の補助率は 1/2 とし、補助限度額は、整備するモデル住宅等の種類に応じ、次表に掲げる額とする。ただし、実際の補助金額は、補助要望額及び事業内容等を総合的に審査し、令和 7 年度予算の範囲内において決定するものとする。

この場合において、整備するモデル住宅等の用途に供する想定期間によっては、8. (3) の規定の適用があることに留意すること。

モデル住宅等の種類	補助限度額
木造応急仮設住宅	500万円／戸
復興住宅	1,000万円／戸
木造応急仮設住宅、復興住宅以外の建築物	500万円／棟

なお、実際の補助金額については、補助限度額に対して次式により算出した補助率を乗じた額以内の額とする（主な計算例は以下の通り）。

【展示住宅の用のみに供する場合】

補助率＝当該用途に供する想定期間（年）／7（年）

【展示住宅の用に加え、不特定の者の利用または特定多数の者の利用に供する場合】

補助率＝当該用途に供する想定期間（年）／10（年）

<計算例1>

補助要望額 1,750 万円の復興住宅をモデル的に整備し、2年間、展示住宅の用のみに供する場合

- ① 補助要望額の 1／2 は 875 万円であるため、補助限度額は 875 万円／戸
- ② 補助限度額 875 万円×2年／7年＝250 万円が補助額
- ③ 1,750 万円－250 万円＝1,500 万円について、地域協議会としての自己負担が必要

<計算例2>

補助要望額 2,200 万円の復興住宅をモデル的に整備し、4年間、展示住宅の用のみに供する場合

- ① 補助要望額の 1／2 は 1,100 万円であるため、補助限度額は 1,000 万円／戸
- ② 補助限度額 1,000 万円×4年／7年＝571 万円が補助額
- ③ 2,200 万円－571 万円＝1,629 万円について、地域協議会としての自己負担が必要

<計算例3>

補助要望額 1,200 万円の木造応急仮設住宅をモデル的に整備し、8年間、展示住宅及び防災意識醸成等のための生活体験用の宿泊施設の用途に供する場合

- ① 補助要望額の 1／2 は 600 万円であるため、補助限度額は 500 万円／戸
- ② 補助限度額 500 万円×8年／10年＝400 万円が補助額
- ③ 1,200 万円－400 万円＝800 万円について、地域協議会としての自己負担が必要

※補助金の額については、提案された内容に関する審査等に基づき、予算の範囲内で、提案書等に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定するものであり、要望額について全て対応するものではない。

※令和6年能登半島地震の被災地において、復興住宅のモデル的整備を実施するなど、特別な事情があると認められる場合については、令和7年度予算の範囲内で、採択の優先及び補助限度額の上限に対して考慮することがある。

※本事業の補助金は、原則として、補助事業完了後、支払いを証明する書類（領収書等）を添

えて、完了実績報告書が提出された後に、額の確定を行った上で、精算払いにより支払うこととする。なお、特別の事情がある場合には、交付事務局を通して国土交通省まで個別に相談すること。

8. 事業提案、補助事業実施中及び完了後の留意点について

(1) 地域協議会としての自己負担額について

モデル住宅等の建設工事費等について、地域協議会として必要な自己負担額（＝補助要望額－実際の補助額）について、当該協議会を構成する地方公共団体及び地域グループでの負担割合に制限を設けず、当該協議会内での調整を認めることとする。提案時において、地域協議会で想定する負担割合を提案書等に記載すること。

<事例1>

都道府県、市区町村で自己負担額の全額を負担。

<事例2>

自己負担額のうち、都道府県、市区町村で1/2、地域グループで1/2を負担。

(2) モデル住宅等の管理等について

補助を受けた地域協議会は、本事業の補助金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産（モデル住宅等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行うこと。

なお、効率的運用にあたっては、地域協議会を構成する地方公共団体及び地域グループとの間で、維持管理の主体、方法等を具体的に規定したモデル住宅等に係る管理協定等を締結することとし、提案時において、当該協定案（任意様式）を提出すること。

(3) モデル住宅等の処分について

補助を受けた地域協議会は、本事業の補助金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産（モデル住宅等）については、補助事業完了後10年間（耐令において耐用年数が10年未満のものにあっては耐用年数）以内に国土交通大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けずに処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊すこと等をいう。以下同じ。）してはならない。

また、取得価格及び効用の増加した価格が50万円以上のモデル住宅等について、大臣の承認なく処分してはならない。

交付の決定後に生じた事情の変更等により、当該モデル住宅等を処分する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、交付事務局を通して国土交通省まで事前に相談すること。

なお、大臣の承認を得た場合でも当該モデル住宅等を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部または一部を交付事務局に納付させることがある。

そのほか、住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成20年12月22日付け国住総第185号）の規定が適用されるため、提案にあたって必ず確認すること。

9. 事業主体

地域協議会

10. 採択日、完了実績報告日等 (いずれも予定)

- ・採択及び査定額の通知 令和7年8月中旬
- ・中間報告 令和7年12月中旬
- ・モデル住宅等の整備完了 令和8年1月30日(金)
- ・完了実績報告 令和8年2月中旬

補助対象となる経費（地域モデル実装型）

科 目	説 明	
調査設計計画費	モデル住宅等の整備に伴う設計・工事監理費（敷地の測量及び地盤の調査に要する費用を含む。）をいう。ただし、確認申請料や工事保険料等を除く。 なお、広域モデル策定型の補助対象となるモデル住宅等の標準設計図作成に要する経費を除き、想定する敷地におけるモデル住宅等の実際の整備に伴う設計・工事監理費に限る。	
建設工事費	主体工事費	建築主体の工事に要する費用をいう。ただし、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。
	屋内電気設備工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具（配電盤を含む。）の取付けに要する費用をいう。ただし、家電製品で建築物と分離が容易な暖房器具や照明器具を除く。
	屋内ガス設備工事費	屋内のガス設備の配管工事及び設置工事に要する費用をいう。
	屋内給排水衛生設備工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事（建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事を含む。）及び衛生器具の取付けに要する費用をいう。
	屋内スプリンクラー設備工事費	屋内のスプリンクラー設備の配管工事及び器具取付け等に要する費用をいう。
	屋内換気設備工事費	屋内の換気設備の配管工事及び器具取付け等に要する費用をいう。
	屋内空調・冷暖房設備工事費	屋内の空調・冷暖房設備の配管工事及び器具設置等に要する費用をいう。ただし、家電製品として販売される壁掛け式エアコンを除く。

備 考

※通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となるが、建築主が分離して購入可能なもの（例：什器、カーテン、ブラインド、ベッド等の家具、家電製品（壁掛け式エアコン、シーリングライト等を含む）、卓上ライト等家電型照明器具、壁掛け式ガス瞬間湯沸かし器、厨房関連機器、コードレス型ナースコール等の通報機、消火器日射調整フィルム、遮熱シート・遮熱塗料、ペレットストーブ等）は、補助対象外とする。

※太陽光発電工事費（付属するモニター装置を含む）、屋外附带設備工事費、昇降機設置工事費、外構工事費（屋上緑化を含む）、解体工事費、設計監理費、調査費、各種検査費用（給排水関係、電気引込関係、消防関係等）、立会費、申請手数料は補助対象外とする。

※現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の人件費については、上記工事費の中に含めることができるものとする。